

○藍住町教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について

令和元年6月に、障害者雇用促進法（以下「法」という。）が改正され、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。本町教育委員会においても、法改正の趣旨を踏まえ、次のとおり障がい者活躍推進計画を策定します。

○藍住町教育委員会障がい者活躍推進計画

機関名	藍住町教育委員会
任命権者	藍住町教育委員会 教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
藍住町教育委員会における障がい者雇用に関する課題	○計画の終期においても、法定雇用率を満たし、障がい者を有する職員が、障がい特性や個性に応じた能力を最大限発揮し、活躍するために、全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが必要である。
目標	
①採用に関する目標	○教育委員会職員は、会計年度任用職員を除いて町長部局からの出向職員で構成されており、独自の職員募集・採用を行っていないが、町長部局と連携しながら、法定雇用率を満たすことを目標とする。
②定着に関する目標	○なし ※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として教育委員会事務局教育次長を選任し、事務局内の取組を推進する。 ○障がい者が配属される部署を中心に、労働局が実施する各種講座への積極的な参加を促進し、職員の理解向上に努める。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障がい者である職員に対しては人事面談等を活用し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機構に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○障がい者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の直売会といった販売の場の提供について協力する。